

浦安市高齢者世帯等住み替え費用助成制度のご案内

市内の民間の賃貸住宅（サービス付き高齢者住宅も含む。）に居住している高齢者を含む世帯が、一定の要件の下で住み替えを行う場合、その費用の一部を助成します。

<住み替え費用助成の対象となる内容は、次の二通りです>

- 「取壊し又は建替えのため立ち退きを求められた場合」
- 「エレベーターの設置されていない住宅又はエレベーターの停止階でない2階以上の住宅に居住している世帯が、身体上の理由により、1階やエレベーターの停止階にある市内の民間の賃貸住宅に転居する場合」

対象となる方は、住み替えを行う前に、事前に申請と決定を受ける必要があるため、以下を参考にご相談ください。

<対象となる世帯要件>

以下の要件に該当する世帯が対象となります。なお、同一の住所に複数の世帯が居住する場合は、同一の世帯とみなします。

- 市内の民間の賃貸住宅から、取壊し又は建替えのため立ち退きを求められている世帯である。
- 「エレベーターの停止階にない2階以上の住宅」の状況にある市内の民間の賃貸住宅に居住していて、移動が困難な身体上の理由により住み替える世帯で、住み替え後の住宅については、「1階」又は「エレベーターの停止階」を予定している（「1階」又は「エレベーターの停止階」でない場合には助成の対象となりません）。

【以上2つのうちどちらか1つ、以下はすべてに該当する必要があります】

- 世帯員全員が市内に1年以上居住し、かつ、市内に住所がある世帯である。
- 市町村民税非課税世帯である（生活保護受給世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を除く）。
- 転居先は市内の民間の賃貸住宅で、転居前と転居後の世帯構成員が同じ世帯である。
- 家主等（不動産会社も含む）から立ち退きにかかる費用の支援や補てんを受けても、住み替えに費用が不足する世帯である。

<助成金の内容>

- ① 対象となる費用は、
 - (1) 新たな住居に係る賃貸借契約に支払った「礼金、敷金、仲介手数料」、「死亡した場合の残置物の処理又は原状回復に係る費用を補償する損害保険料」
 - (2) 転居の際、引越事業者を支払った当該転居に係る費用の2分の1
 - (3) (1)と(2)を合算した後、住み替え費用に関し、家主等から立ち退きにかかる費用の支援や補てんを受ける場合は、その額を差引いた額
- ② 助成金の額は、250,000円を上限（1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てる。）

<助成の申請に必要な書類>

住み替えをする前に、次に掲げる書類を市に提出してください。市は、提出された書類を審査し、助成の可否を決定します。

- ① 「浦安市高齢者世帯等住み替え費用助成申請書」（第1号様式）
- ② 「現住居の取壊し又は建替えの計画に関する家主の証明書」（第2号様式）
（注）取壊し又は建替えのため立ち退きを求められた場合のみ必要です。
- ③ 「現住居の賃貸借契約書の写し」
- ④ 「同一住居に居住する者全員に係る市町村民税が非課税であることを証明する書類」
（注）市が保有する情報で確認できる場合は省略できます。

その他、必要な書類の提出を求める場合があります。

<住み替え費用の支給申請手続き>

市から助成の決定を受けた世帯は、助成決定後6ヶ月以内に住み替えを行い、かつ、住み替え後3ヶ月以内に、下記の必要な書類を揃えて、助成金支給の申請を行ってください。

- ① 「浦安市高齢者世帯等住み替え費用支給申請書」（第4号様式）
 - ② 新住居に係る賃貸借契約書の写し
 - ③ 住み替え費用を支払ったことを確認することができる書類（領収書）
- （注）その他、必要な書類の提出を求める場合があります。
（注）期限を過ぎると助成金を受けられなくなる可能性があります。

- 第1，2号様式は、市ホームページよりダウンロード可能です。
第4号様式は、助成決定後にお渡しします。